明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学四）　三
〔省　令〕
○在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（総務・外務二）　五
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三一）　六
○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（外務一五）　九
○国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（財務七一）　二五
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一五二）　二五
○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（同一五三）　五三
○健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（同一五四）　一〇八
○薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（同一五五）　一二四
○関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令の一部を改正する省令（農林水産八五）　三一
○経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七五）　三三
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通九四）　三三
○自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令（同九五）　三三
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件（総務四三〇）　三五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務四二八）　四一
○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同四二九）　四一
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等の一部を改正する件（法務・厚生労働四）　四三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務四二三）　四三
○国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件の一部を改正する件（厚生労働四二六）　四四
○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同四二七）　四四
○派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同四二八）　四六
○事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件（同四二九）　五〇
○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同四三〇）　五五
○昭和二十七年厚生省告示第六十三号（薬事工業生産動態統計調査の調査範囲から除外する業種）を廃止する件（同四三一）　六二
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同四三二）　六三
○労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（同四三三）　六三
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二八三六）　一六五
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（同二八三七）　一六五
○外国人起業活動促進事業に関する告示（経済産業二五六）　一七八
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（同二五七）　一七八
○下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めた件（同二五八）　一八一
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（国土交通一三九五）　一八七
○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（同一三九六）　二三三
○検査対象軽自動車の検査等に係るOCRに用いる申請書、届出書及び請求書の記載方法並びに輸出予定届出証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部を改正する件（同一三九七）　二三〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一三九八）　（以下次のページへ続く）